【大学院理工学府】

**学籍異動（休学・退学・復学）に係る書類 提出チェックリスト**

**１．休学**

□休学願

□意見書 （※指導教員が作成）

□療養予定期間が記載された診断書 （※休学の理由が疾病の場合）

〈確認事項〉

□指導教員と相談したうえで書類の作成を行っている

□自身の在籍期間や今までの休学期間等から、休学が可能であることを確認している

□学生氏名が本人により署名されている

□保証人氏名が本人により署名されている

□休学の理由と指導教員が作成した意見書の内容に齟齬がない

□休学期間が正しく記載されている（原則6か月または12か月、原則2か月以上）

※6か月、12か月以外の期間を希望する場合は、入試・大学院係までご相談ください

□申請時において休学期間前（前月）までの授業料が納入済みである

※授業料が未納の場合は休学申請できません

□休学期間中の連絡先が正しく記入されている

※電話連絡が取れない方は、メールアドレスの記載をお願いします

★休学の場合、年度毎に申請が必要です。

例：後期から1年間休学を希望の場合、3月に改めて新年度分の休学の申請が必要となる

**２．復学**

□復学届 （※休学期間満了後に復学の場合。意見書の提出は不要）

□復学願 （※休学期間中に復学する場合）

□意見書 （※指導教員が作成）

〈確認事項〉

□指導教員と相談したうえで書類の作成を行っている

□自身の休学期間を確認し、復学「届」または復学「願」どちらかの正しい書類を選択している

□学生氏名が本人により署名されている

□保証人氏名が本人により署名されている

〈「復学願」確認事項〉

□復学の理由と指導教員が作成した意見書の内容に齟齬がない

□申請時における授業料の支払い状況が正しく記載されている

**３．退学**

□退学願　（※様式は入試・大学院係窓口へ受け取りに来てください）

□意見書 （※指導教員が作成）

〈確認事項〉

□指導教員と相談したうえで書類の作成を行っている

□学生氏名が本人により署名されている

□保証人氏名が本人により署名されている

□退学の理由と指導教員が作成した意見書の内容に齟齬がない

□申請時において授業料が納入済みである

※授業料が未納の場合は退学申請できません

★授業料について

・9月末（前期末）退学の場合、前期分の授業料の納入が必要です。

・10月以降の退学の場合、前期・後期分の授業料の納入が必要です。

**------------------------------------------------------------------------------------**

**メールでの各種様式の受け取り希望の方は、入試・大学院係までご連絡ください。**

その他の在学延長願等様式は入試・大学院係までお問い合わせください。

ご不明点がある場合は、提出期限の2週間前までに以下へお問い合わせください。

**入試・大学院係（桐生キャンパス1号館1階）**

**〒376-8515 群馬県桐生市天神町1-5-1**

**ＴＥＬ：0277-30-1039**

**E-MAIL：kk-kogaku6@ml.gunma-u.ac.jp**

**【参考】** 群馬大学院学則　（第5章31条～第35条）

（休 学）

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き２月以上修学できない者は，学長の許可を得て休学することができる。

２ 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては，学長は休学を命ずることができる。 ３ 休学期間は，当該年度を超えることができない。ただし，特別の理由があるときは，学長の許可を得て引き続き休学することができる。

４ 休学期間は，通算して，修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程においては２年，博士後期課程においては３年，医学系研究科博士課程においては４年を超えることができない。

５ 休学期間は，在学年限に算入しない。

（復 学）

第32条 休学期間の満了により復学するときは，学長に復学の届出をしなければならない。 ２ 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは，学長の許可を得て復学することができる。

（在 学 延 長）

第33条 各研究科等において，第７条に規定する標準修業年限以上在学し，課程を修了しないときは在学延長を願い出ることができる。

（退 学）

第34条 病気，その他の理由により退学しようとする者は，退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第35条 学長は，学生が病気その他の理由で成業の見込みがないと認めたときは退学させることがある。